

新成人の皆さんへ 20歳になったら 国民年金

国民年金は、高齢になったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、高齢になったときや、病気やけがで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

■将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません。

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

いずれの制度も、申請が必要になりますので、下記問合せ先にご相談ください。

「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」

50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問合せ／戸籍年金担当（内線1222～1225）、
釧路年金事務所 TEL0154-22-5810

忘れて
いませんか？

国民健康保険の加入・脱退の届け出について

退職や就職などによる国民健康保険（国保）の切り替え（加入や脱退）は自動的に行われないため、ご自身で届け出る必要があります。

会社を退職して保険証を返却した後、国保に加入する届け出をせずに無保険状態になっている場合があります。加入の届け出が遅れると、加入の資格を得た月までさかのぼって資格を取得し、保険料を納めることになります。

また、職場の健康保険への加入や自営業を営んでいる方が社会保険の適用事業所となり社会保険を取得していた場合などに、国保を脱退する届け出をしていないケースも見受けられます。脱退の届け出が遅れると、国保資格がなくなった後に国保の保険証を使って医療機関を受診していた場合は、国保が負担した分の医療費を返還する必要がありますので、お早めに届け出をお願いします。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

国民健康保険優良家庭表彰

別海町国民健康保険では、国保加入者のみで構成される世帯（同一世帯に社会保険等の加入者がいない世帯）で「前年度1年間病院にかからなかった」かつ「国保税を納期限内に完納した」世帯を毎年度、優良家庭として表彰しており、本年度は49世帯を表彰しました。

いつまでも健康でいるために、
毎日の健康づくりを心掛けましょう。

9年間連続表彰世帯	1世帯
6年間連続表彰世帯	2世帯
5年間連続表彰世帯	2世帯
4年間連続表彰世帯	2世帯
3年間連続表彰世帯	4世帯
2年間連続表彰世帯	9世帯
単年度表彰世帯	29世帯
計	49世帯

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

PCB廃棄物の期限内処理について

PCB使用機器は、PCB廃棄物特別措置法で定められた処分期間内に処分する必要があり、特に高濃度PCB廃棄物となる変圧器・コンデンサーは処分期間終了まで残りわずかとなっています。

事業所や倉庫でPCB使用機器を使用・保管している場合は、期限内の計画的な処理をお願いします。

また、かつて事業活動に使用されていたPCB使用安定器を、事業廃止後に居宅用として使用し続けている場合などには、一般廃棄物として処理することとなりますので、該当する場合は下記担当までご連絡ください。

■PCB廃棄物の処分期間

●高濃度PCB廃棄物

変圧器・コンデンサー
令和4年3月31日まで
安定器等

令和5年3月31日まで

●低濃度PCB廃棄物

令和9年3月31日まで



変圧器



コンデンサー



業務用照明器具の安定器

■PCBとは

PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは、人工的に作られた油状の化学物質です。

化学的に安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙などに利用されてきましたが、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積され、人体に悪影響を及ぼします。

問合せ／町民生活担当（内線1213）

福祉課から

「第6期 別海町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」 パブリックコメントの実施について

本町では、障がいのある方や障がいのある子どもの地域における共生社会の実現に向け、障がい福祉サービスや相談支援体制、地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める「第6期 別海町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定を進めています。

策定に当たり、広く町民の皆さんにご意見を伺うことを目的にパブリックコメントを実施します。

詳しくは、町ホームページ、役場本庁舎ロビー・福祉課窓口、各支所、各連絡事務所、図書館、各公民館、スポーツセンター、保健センター、児童デイサービスセンターに設置している閲覧資料をご覧ください。

町ホームページ
検索キーワード

パブリックコメント



■募集期間 12月23日(水)から1月21日(木)

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1311）

障がいのある方への 虐待についてご相談ください

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、障がいのある方の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための

取り組みや障がいのある方を養護する人に対して支援措置を講じることなどが定められています。

また、虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した方は、速やかに市町村に通報することが義務付けられています。

障がいのある方への虐待や、その疑いがある場合は、下記窓口へご連絡・ご相談ください。

※虐待の通報をした方の個人情報は守られます。

通報・問合せ／社会・障がい福祉担当 TEL75-2111（内線1310～1312）